



Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation 送信日 2013/10/19 第102号

民間投資活性化等のための税制改正大綱がまとまりました。

10月1日に民間投資活性化等のための税制改正大綱が党税制調査会でまとめ、政府与党責任者会議で承認されました。今回はその民間投資活性化等のための税制改正大綱の柱である「民間投資の活性化」、「中小企業対策」、「民間企業等によるベンチャー投資の促進」、「収益力の飛躍的な向上に向けた経営革新の促進」、「設備投資につながる制度・規制面での環境整備への対応」、「所得の拡大」の中から「生産性向上設備投資促進税制」の創設及び「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度」の改正についてご案内させていただきます。

1. 生産性の向上につながる設備投資を促進するための税制措置(生産性向上設備投資促進税制)の創設

産業競争力強化法（仮称）の制定に伴い、青色申告書を提出する法人が、同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に、生産等設備（注1）を構成する機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、同法に規定する生産性向上設備等（注2）に該当するもののうち、一定の規模以上のもの（注3）の取得等をして、その生産性向上設備等を国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物及び構築物については、25%）の特別償却とその取得価額の4%（建物及び構築物については、2%）の税額控除との選択適用ができることとなります。ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%が上限となります。

なお、同法施行の日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものについては、100%償却とその取得価額の5%（建物及び構築物については、3%）の税額控除との選択適用ができることとなります（所得税についても同様）。

(注1)生産等設備とは、その法人の事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいいます。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等は該当しません。

(注2)生産性向上設備等とは、先端設備（注4）及び生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（注5）として産業競争力強化法に規定するものをいいます。

(注3)一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいいます。

機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの（それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含みます。）

建物、建物附属設備及び構築物 それぞれ一の取得価額が120万円以上のもの（建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。）

ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上のもの（一の取得価額が30万円以上で、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が70万円以上のものを含む。）

(注4) 先端設備とは、先端性に係る設備要件を満たす（別紙）の機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備及びソフトウェアをいいます。

(注5) 生産ラインやオペレーションの改善に資する設備とは、生産性の向上に係る要件を満たすことにつき経済産業局の確認を受けた投資計画に記載された機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアをいいます。

なお、生産性の向上に係る要件は、投資計画における投資利益率が15%以上（中小企業者等にとっては、5%以上）であることとします。

2.中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次の改正をした上、その適用期限を3年延長する(所得税についても同様)。

従来より中小企業者等(注1)が一定の期間内に特定機械装置等の取得等をした場合に、30%の特別償却又は7%税額控除を認めるという規定がありますが、産業競争力強化法の制定に伴い、中小企業者等が同法の施行の日から平成29年3月31日までの間に取得等をした特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものについては、100%償却ができることとなります。

なお、特定中小企業者等(注2)にあつては、その特定機械装置等のうち生産性向上設備投資促進税制の生産性向上設備等に該当するものの取得価額の100%(現行30%)償却と10%(現行7%)の税額控除とを選択適用することができます。

(注1)中小企業者等とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人等又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいいます。

注2)特定中小企業者等とは、資本金の額若しくは出資金の額が3,000万円以下の法人等又は農業協同組合等で青色申告書を提出するものをいいます。



(別紙) 先端設備

減価償却資産の種類	対象となるものの用途・細目
機械装置	限定なし
工具	ロール
器具備品（ホについては、中小企業者等が取得をするものに限りませ。）	イ 陳列棚及び陳列ケースのうち、冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ 冷房用又は暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除きます。） ホ 電子計算機（サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限りませ。）に限りませ。） ヘ 試験又は測定機器
建物	断熱材及び断熱窓
建物附属設備	イ 電気設備（照明設備を含みます。）のうちその他のもの ロ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ハ 昇降機設備 ニ アーケード又は日よけ設備（ブラインドに限りませ。） ホ イ～ニ以外のその他のもの（日射調整フィルムに限りませ。）
ソフトウェア（中小企業者等が取得等をするものに限りませ。）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

なお、先端性に係る設備要件は、次の 及び のいずれにも該当することとします。

最新モデル（機械装置：10年以内、工具：4年以内、器具備品：6年以内、建物及び建物附属設備：14年以内、ソフトウェア：5年以内に、それぞれ販売が開始されたもので最も新しいモデルをいいます。ただ

し、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを含みます。）であること。

旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上するものであること。

ただし、機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置における上記 は、10年以内に販売が開始されたもので最新モデル及びその最新モデルの1つ前のモデルとし、ソフトウェアには、上記 は付さないこととします